

(案)

東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会規則

平成 18 年 5 月 1 日制定

平成 21 年 4 月 18 日改定

平成 22 年 4 月 17 日改定

平成 24 年 4 月 23 日改定

平成 26 年 5 月 15 日改定

平成 26 年 9 月 18 日改定

平成 27 年 12 月 24 日改定

平成 28 年 4 月 28 日改定

平成 29 年 4 月 20 日改定

平成 30 年 11 月 27 日改定

(構成)

第 4 条 協議会は、地震研究所長が次の各号に掲げる者を委員に委嘱することにより組織する。

(1) 別表 1 に示す大学の地震・火山噴火関連部局・施設の長

~~但し、この項に該当する者であっても、以下の 4 号で委員となる者は除外する。~~

(2) 別表 2 に示す大学部局等の推薦を受けた者各 1 名

(3) 別表 3 に示す行政機関、国立研究開発法人等の推薦を受けた者各 1 名

(4) 第 8 条で定める企画部の部長、副部長及び戦略室長、第 12 条で定める予算委員会の委員長

~~但し、この項に該当する者であっても、1 号又は 2 号で委員となる者は除外する。~~

(5) 学識経験者若干名

附則

この規則は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。